

役員及び評議員の費用弁償に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人東備福祉会の定款第九条及び第二十四条の規定に基づき、役員及び評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 役員及び評議員が、その職務のために、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額
日額 5,000円

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。